

# 公募型見積合わせ説明書

この公募型見積合わせ説明書は、長野県が発注する「県庁舎等から排出される不要古紙の売払い（令和8年度上半期）」に係る契約に関し、見積の公告によるものほか、公募型見積合わせに参加しようとする者（代理人を含む。以下「見積参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項について説明したものです。

## 1 公募型見積合わせに付する事項

見積公告等に示すとおりとします。

なお、仕様等のすべてを見積公告に掲載することができない場合があります。この場合は、見積公告に示す方法で追加資料を受領又は閲覧してください。

受領、閲覧等は、特に時間の指定がある場合を除き、開庁日※の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

※長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日（他の規則により休館日等が定められている場合は、その休館日）を除く日

## 2 見積参加者に必要な資格

見積公告に示すとおりとします。

なお、資格を有すると認められなかったときは、当該見積書は無効とします。また、見積参加者に必要な資格については、公告日から採用決定までの間当該資格を満たしていなければなりません。

## 3 公募型見積合わせに係る一般的な事項

(1) 見積参加者は、見積公告、本説明書、別添契約書（案）及び仕様書を熟覧し、承諾の上、公告した仕様に基づき見積りを行わなければなりません。この場合において、当該発注の仕様または見積手続き等について疑義がある場合は、見積公告に示す者に説明を求めることができます。

ただし、見積書提出後、当該発注の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 見積参加者が見積りに要した費用は、すべて当該見積参加者等が負担してください。

(4) 見積参加者は見積りに際して知り得た秘密を漏らしてはならないものとします。

(5) 都合により見積合わせの延期または中止を行うことがあります。中止する場合は、天災等の緊急事態を除き、原則として長野県ホームページに掲載し、お知らせします。

(6) 見積合わせによる採用決定後に談合その他不正行為に関する事実が確認された場合は、契約を解除し、違約金を徴するものとします。

(7) 見積参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び見積価格は、特に定めのない限り、採用する見積書の決定後に公表するものとします。

(8) この説明書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び長野県財務規則（昭和42年規則第2号）の規定によります。

## 4 公募型見積合わせの参加方法

### (1) 参加資格を証する書類の提出

参加希望者は、公募型見積合わせ参加申込書に以下に掲げる書類を添付して提出してください。

#### 【参加資格を証する書類】

(○は必須、△は任意提出)

提出書類	法人	個人	提出要領（発行後3ヶ月以内のもの。写しも可）
登記事項証明書	○		法務局の発行する証明書 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
身分証明書		○	市町村長の発行する証明書
登記事項証明書		○	法務局の発行する証明書 後見登記等に係る成年被後見人等でない旨の証明書
印鑑登録証明書	○	○	法人 法務局が発行する印鑑登録証明書 個人 市町村長が発行する印鑑登録証明書
納税証明書	○	○	長野県税に滞納がないことの証明書（県税事務所発行） 消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書 (税務署発行)
納税証明書		○	住民税に滞納がないことの証明書（市町村発行）
誓約書	○	○	別紙様式
古紙等搬入場所届出書	○	○	別紙様式
実績申立書	△	△	別紙様式（過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上履行した実績がある場合）

※ 添付書類は、長野県に競争入札参加資格（物件の買入れ等）登録がされている者は、古紙等搬入場所届出書および実績申立書（該当ある場合）のみを提出すること。

### (2) 提出方法

上記の書類を直接又は郵送により提出してください。電話、電報、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。

なお、郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ封筒表面に「長野県庁他古紙売買に係る応募資格関係書類」と明記してください。

### (3) 参加資格を証する書類の提出期限及び提出場所は、見積公告に示すとおりとします。

## 5 見積書の提出

### (1) 見積りは1キログラム当たりの単価について行います。なお、契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の総額をもって決定価格としますので、見積参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

す、見積もる金額の110分の100に相当する額の総額を見積書に記載してください。

なお、金額に1円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てます。

- (2) 見積参加者は、見積書を見積公告で指定された提出方法に応じて、作成してください。

なお、電話、電報、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。

- (3) 見積書の提出期限及び提出場所は、見積公告に示すとおりとします。

- (4) 見積書を提出する者は、原則として、長野県ホームページに掲示した見積書様式をダウンロードし、次の各号に掲げる事項を記載して、見積書を提出してください。

ア 日付

イ 見積参加者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び印鑑登録証明書に登記された印鑑の押印

ウ 代理人が見積りをする場合は、代理人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代理人の氏名）及び代理人印の押印

エ 入札参加資格を取得している者は、その登録番号

オ 電話番号

カ 見積額

キ 単価

ク 合計

ケ 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印（イ又はウで使用する印）をしなければなりません。

なお、事前提出の際は、見積書等を封筒に入れ密封し、かつ、封筒表面に、発注件名、氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び見積書提出期限を明記してください。

また、郵送にあっては見積書提出期限の前日まで、持参にあっては見積書提出期限までに本件発注に係る照会先に到達するよう提出してください。

- (5) 事前提出にあっては、前号ケなお書きに規定する封書又は封筒表面に必要な記載がない見積書は受理できません。

- (6) 金額の記入は黒インクで算用数字を用い、最初の数字の前に「金」若しくは「¥」の文字を記入してください。

- (7) 見積参加者は、その提出した見積書の引き替え、変更又は取り消しをすることができません。

## 6 代理人による見積書の提出

見積参加者は、次により代理人（復代理人を含む。以下同じ。）を定め、代理人に見積書を作成させることができます。

- (1) 見積書の作成に関する権限を代理人に委任しようとするときは、委任者が印鑑証明書に登記された印鑑を押印した委任状を提出しなければなりません。

ただし、入札参加資格を取得している場合で、代理人選任届の提出がされている者（以下「届出済代理人」という。）に委任する場合には、委任状の提出は不要です。

- (2) (1)による委任状は、代表者又は届出済代理人を委任者としてください。

- (3) 見積参加者及びその代理人は、同一案件に係る他の見積参加者の代理人となることができませ

ん。

## 7 見積合わせの方法

見積合わせは、見積公告に示す日時、場所において行うものとし、見積書を開披して行います。

なお、見積合わせにあたっては、見積参加者又はその代理人の立ち会いを求めず、予算執行者は、当該見積合わせ執行事務と関係のない職員を立ち会わせるものとします。

- (1) 見積合わせをした場合において、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、最高価格で見積った者（複数単価契約にあっては、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最高価格の者。以下同様とする。）から2回目の見積書を徴するものとし、別途定める期限までに最高価格の見積者に見積書の提出を依頼します。なお、最高価格の見積者が2者以上いるときは、そのすべての者に見積書の提出を依頼します。

2回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積りがないときは、同様とし、3回目の見積書の徴取をしてもなお予定価格の制限に達した見積りがないときもまた同様とします。

4回目の見積書の徴取を行い、予定価格の制限に達した見積りがないときは、不落とします。

- (2) 当初の見積合わせにおいて、見積書の提出が全くなかった場合は、不調とします。
- (3) 当初又は2回目以降の見積合わせにおいて、見積書の提出者が1者のみであった場合も、財務規則第136条の2第1項第4号「2人以上から見積書を徴することが適当でない場合」とし、有効とします。

## 8 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

- (1) 見積公告等に示した見積参加資格のない者が提出した見積書
- (2) 見積参加要件の確認書類に不備がある者が見積ったもの
- (3) 同一人（代理人を含む）が提出した2通以上の見積書全部
- (4) 見積参加者が協定して提出した見積書
- (5) 発注件名がない見積書
- (6) 見積金額のない見積書
- (7) 記載した見積額と内訳金額が整合していない見積書（軽微な記載誤り等を除く。）
- (8) 記名、押印のない見積書（記載が不正確で見積者が特定できないものを含む。）
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- (10) 見積金額の記載を訂正したものでその訂正について押印のない見積書
- (11) 見積公告において示した見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (12) あて名（予算執行者名）あるいは提出場所を誤ったもの
- (13) その他見積りに関する条件に違反した見積書

2 前項各号に掲げる見積書を提出した者は、2回目以降の見積合わせに見積書を提出することができません。

## 9 採用する見積書

(1) 有効とした見積書のうち採用する見積書は、次のとおりとします。

(複数単価契約)

複数の物品等について見積ったすべての単価が予定価格以上であり、かつ、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最高の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

(2) 採用となるべき同価の見積りをした者が2者以上あるときは、当該見積参加者にくじを引かせ、採用を決めるものとします。

ただし、見積合わせに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該見積合わせ執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせるものとします。

(3) 見積合わせ後、採用することとなった見積書の提出者にはその旨の通知を行います。採用決定後の辞退及び採用された見積内容の変更または撤回は、原則としてできません。

(4) 見積の採用結果は、長野県ホームページに掲載して公表します。

## 10 契約保証金

契約保証金とは、契約の相手方が契約の履行にあたり、あらかじめ長野県に納付する保証金をいい、契約上の義務を履行しないときに、納付した保証金は県に帰属します。

(1) 契約の相手方は、契約の締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

ア 契約の相手方が保険会社との間に長野県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を提出したとき。

イ 契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。

ウ 契約の相手方が法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

エ 契約の相手方が規則第144条の規程による契約保証人を立てたとき。

オ 契約金額が100万円未満であり、契約の相手方が契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。

(2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、別表に掲げるとおりとします。

(3) (1)の契約保証金の額又は担保の価額は、次の金額の100分の10に相当する金額以上とします。

(複数単価契約) 各決定価格（単価）に予定数量を乗じて得た金額の合計額

(4) 契約保証金等の納付方法は次のとおりとします。

ア 現金により納付する場合は、予算執行者の発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提示してください。

イ 契約保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書等を提出してください。

なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付してください。

また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付してください。

- (5) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、長野県に帰属するものとします。
- (6) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、この契約による債務の履行が完了したとき、又は、返還する事由が生じたときは、これを還付するものとします。
- (7) 契約保証金には、利子を付さないものとします。
- (8) 契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、免除された金額に相当する金額を違約金として納付するものとします。

## 11 契約の締結

- (1) 契約の締結は、見積公告に示す売買単価契約書（案）により、行うものとします。
- (2) 契約の相手方は、採用を決定した日の翌日から起算して7日以内（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を含まない。なお、採用決定者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければなりません。契約を締結しない場合は、採用決定を取消すことができるものとします。
- (3) 契約書は、まず、契約の相手方が契約書に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとします。なお、予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しません。

## 12 公募型見積合わせの参加制限

次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、以後の一定期間、その者を公募型見積合わせに参加させないことがあります。

なお、当該事由が「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）」の規定に該当し、当事者が物品購入等入札参加資格者である場合は、併せて入札参加停止措置の対象となる場合があります。

- (1) 見積りに関し、不正又は不誠実な行為が認められたとき。
- (2) 採用決定後、正当な理由がなく契約を締結しないとき。
- (3) 契約を履行しないとき。
- (4) その他予算執行者が不適当と認めたとき。

（別表）

### 【契約保証金に代わる担保】

区分	種類	価額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額

ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

(添付書類省略)